

送り状発行システム B2クラウド利用規約 新旧対照表

対象規約	改訂前（2023年10月2日まで）	改訂後（2023年10月3日から）
<p>送り状発行システム B2クラウド利用規約</p>	<p>第7条（お届け予定eメール配信の適用）</p> <p>1.当社は、会員がB2送り状を使用して、対象運送サービス（一部に限ります。詳細は当社ホームページ等でご案内します。）により発送した荷物（以下「発送荷物」といいます。）にかかる引渡予定日時等の情報（以下「引渡予定情報」といいます。）を、次項に規定するお届け予定eメールサービスにより、当該発送荷物の荷受人に対して配信します。</p> <p>2.お届け予定eメールサービスとは、当社が別途定めるクロネコメンバーズ規約を承認し、クロネコメンバーズサービスを利用できるようになった者（以下「クロネコメンバーズ」といいます。）がお届け予定eメールサービスの利用を希望又は承諾した場合に、当該クロネコメンバーズが指定する電子メールアドレス宛に、当該クロネコメンバーズを荷受人とする発送荷物の引渡予定情報を配信するサービスです。</p>	<p>第6条（お届け予定通知の適用）</p> <p>当社は、会員がB2送り状を使用して、対象運送サービス（一部に限ります。詳細は当社ホームページ等でご案内します。）により発送した荷物（以下「発送荷物」といいます。）にかかる引渡予定日時等の情報（以下「引渡予定情報」といいます。）を、次項に規定するお届け予定通知により、当該発送荷物の荷受人又は会員の指定する者に対して配信します。</p> <p>お届け予定通知とは、荷物の引き渡し予定情報を配信するサービスであり、配信先は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が別途定めるクロネコメンバーズ規約を承認し、クロネコメンバーズサービスを利用できるようになった者（以下「クロネコメンバーズ」といいます。）がお届け予定通知の利用を希望又は承諾した場合：当該クロネコメンバーズが指定する電子メールアドレス宛 ・会員が本サービスにおいてB2送り状を発行するにあたり、「お届け予定eメール」又は「投函予定メール」を利用すると選択した場合：当該メールの送信先として登録された電子メールアドレス宛